

令和5年11月15日
(理事・評議員合同会議決定)

全国市長会「重点提言」

— 文部科学省関係 —

全国市長会 社会文教委員会

義務教育施策の充実に関する重点提言

義務教育施策の充実を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 公立小・中学校の整備費について

- (1) 都市自治体が新築・増改築・解体・老朽化対策・防災機能の強化等の事業を計画的に実施できるよう、当初予算において必要額を確保し、速やかに事業採択するとともに、対象事業の拡大や補助率の引上げ、補助単価の実態に即した改善等の財政措置の拡充を図ること。
- (2) 空調設備の整備、トイレ改修、給食施設整備等については、学習環境の早急な改善が図られるよう、財政措置の拡充を図ること

2. G I G Aスクール構想の推進について

- (1) G I G Aスクール構想の更なる展開に向け、今後見込まれる端末の更新等の維持管理や改善費用などについて、I C T教育における地域格差が生じないように、国の責任において、引き続き、国費による恒久的な財政支援を講じること。

また、G I G Aスクール運営支援センター整備事業や通信ネットワークの整備などに係る経費についても、継続して財政措置を講じること。

- (2) デジタル教科書の導入が円滑に促進されるよう、都市自治体に対し、十分な財政措置を講じること。

また、将来的には、デジタル教科書が無償となるよう、所要の制度改正を図ること。

- (3) 都市自治体が有償で購入する学習用ソフトウェアやセキュリティシステム等に係る経費について、継続的かつ十分な財政支援を講じること。

3. 部活動の地域移行について

- (1) 教育課程外の学校教育活動について、地域の実情に応じた移行が可能となるよう、国が具体的な方策を明確に示すとともに、地域格差や、保護者の経済的負担増が生じないようにする等、所要の財政措置を講じること。

特に、受け皿となる団体や活動場所となる環境の整備充実を図るととも

に、持続可能な自主運営を担保するため、必要な支援を行うこと。

また、これらの取り組みについて、周知・広報を行い、保護者並びに関係者の理解を得ること。

- (2) 専門性や資質を有する指導者の人材確保が図られるよう、必要な財政措置を講じるとともに、指導者やコーディネーター等の育成を推進すること。

4. 教職員定数の改善、加配について

35人学級や小学校高学年における教科担任制の確実な推進などのため、公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を策定し、教職員の配置の充実を図るとともに、各分野における教職員の質の向上を図ること。

- (1) 日本語指導等が必要な児童生徒に対応した教員の加配を行うとともに、「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」等の更なる充実を図ること。
- (2) 小・中学校での外国語教育をより効果的なものにするため、正規教職員や外国語指導助手等の確保・配置に必要な支援策及び財政措置の拡充を図ること。
- (3) 児童生徒一人ひとりの特性やニーズに応じた教育支援ができるよう、特別支援教育に対応する教職員の定数拡充を行うこと。
- (4) 養護教諭や医療的ケア児の支援を行う看護師等の配置を充実するとともに、十分な財政措置を講じること。

5. 学校を取り巻く支援スタッフ等の確保について

- (1) 特別支援教育を支える支援員やコーディネーター等の配置に対して、実態に即するよう、財政措置の拡充を図ること。
- (2) ICT機器を最大限に活用した授業の推進を行うため、ICT支援員の配置水準を引き上げ、配置に係る財政措置の拡充を図ること。
- (3) 学校教育活動の充実と教師の働き方改革の推進のため、事務職員定数の算定基準を改善するとともに、スクールサポートスタッフ、学習指導員等の配置に係る財政措置の拡充を図ること。

6. いじめ・不登校等の対策について

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置の充実、社

会福祉士等の専門的人材の確保に必要な財政措置を講じること。

また、教育支援センターなどの多様な学びの場を確保するため、施設整備及び運営に係る経費に対する財政支援を充実させること。

7. 学校給食費について

保護者の経済的負担軽減のため、学校給食に係る課題整理を行い、その無償化の実現に向けた検討を行うこと。